

令和 7 年 12 月 1 日

株式会社ホームケアサービス山口 行動計画

社員の仕事と生活の調和を支援し、安心して仕事に取り組み、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 12 月 1 日～令和 12 年 11 月 30 日までの 5 年間
2. 目標と取組内容・実施期間

次世代育成支援対策推進法に基づく

目標 1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 ヶ月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に男性の育児休業取得を 95%以上とする。

<対策>

- 令和 7 年 12 月～ 男性の育児休業制度の周知
- 令和 8 年 4 月～ 男性の育児休業取得を 75%以上とする。
- 令和 9 年 4 月～ 男性の育児休業取得を 80%以上とする。
- 令和 10 年 4 月～ 男性の育児休業取得を 85%以上とする。
- 令和 11 年 4 月～ 男性の育児休業取得を 90%以上とする。
- 令和 12 年 4 月～ 男性の育児休業取得を 95%以上とする。

次世代育成支援対策推進法に基づく

目標 2：働き方の見直しによる法定時間外労働時間の削減。

* 営業社員の一月当たりの平均残業時間を 10 時間以内とする

<対策>

- 令和 7 年 12 月～ 業務の DX 化の検討
- 令和 8 年 4 月～ 業務の DX 化実施
- 令和 9 年 4 月～ パソコンの利用を 19 時 30 分で自動シャットダウン
- 令和 10 年 4 月～ パソコンの利用を 19 時 00 分で自動シャットダウン
- 令和 11 年 4 月～ パソコンの利用を 18 時 30 分で自動シャットダウン
- 令和 12 年 4 月～ パソコンの利用を 18 時 00 分で自動シャットダウン

女性活躍推進法に基づく

目標3：営業職の女性社員を現員の6人から10人以上に増加させる。

<対策>

- 令和7年12月～ 各店舗の現状と適正人員配置の精査
- 令和8年4月～ 採用計画策定
- 令和9年10月～ 営業職の女性の応募を増やすため、求人内容の見直し
- 令和10年4月～ 女性求職者を対象とした現場見学会を開催（年1回以上）
- 令和11年4月～ 事務職・介護職から営業職への転換希望者の把握
- 令和12年4月～ 営業職への転換希望者の研修実施